



<著者> Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

生前贈与で相続税対策を

Q 相続税の増税が伝えられています
が、私にも影響があるのでしょうか。

A

平成二十七年一月一日以降の相続から相続税の基礎控除が、これまでの控除額の六割に減額され「三千万円十六百万円×法定相続人数」になります。

1 相続税の対象者は百人中四人

相続税の課税該当者数は、これまでは四%強でしたが、昭和五十年代の七%台を目指すとともに、最高税率も五十%から五十五%に見直されるなど、一部の資産家対象から、大衆課税化していくと考えられます。

2 相続税対策は生前贈与の活用から

Q 相続税がこれまで、ほとんど無縁であったサラリーマン層も含め、

誰もが課税対象になり得ると考えると真剣に節税対策を検討する必要がありますね。

A 節税の第一歩は生前贈与の活用です。

① 贈与税の基礎控除の活用

現行の贈与税基礎控除額は、百万円です。この制度を適用して贈与対象者を配偶者、子、その配偶者、成年の孫などに広げ、基礎控除の範囲内で計画的に贈与します。ただし、形式的な贈与と指摘されないよう工夫が必要です。現行の預金などのほか、計画的な同族会社株式の後継者への贈与にも活用できます。

② 相続時精算課税制度の適用

次に、直系親族である子や孫に対して、二千五百万円までの範囲内で贈与しても納税が猶予される制度が相続時精算課税制度です。二千五百万円を超えた場合も、超えた金額の二十%を暫定的に納税する必要がありますが、この精算は、実際に相続が発生した際に、この制度による贈与金額を相続財産に加えて相続税を計算し、納付した贈与税は、相続税と相殺され精算されます。将来、継続的に利益の発生が期待される収益物件や、子や孫が多額の資金が必要な住宅を取得する場合、また親族である事業承継者へ同族会社株式の贈与を検討する場合など広く活用さ

れています。ただし、この制度を適用した場合は、以後の贈与発生時にも税額の有無に関係なく贈与税の申告が必要であり、また、一度この制度を適用すると、その人に対する贈与の全てが、この制度の適用を受けることなどが留意点としてあげられます。

③ 教育資金の一括贈与の特例

子は親が育てるのが筋であるなどの批判を呼んでいる制度が、今年から始まったこの制度です。祖父母が金融機関に子や孫名義の預金口座を開設し、教育資金として一括して拠出した場合、子、孫ごとに千五百万円を非課税とする制度で三年間の時限措置です。そのほか、事業承継円滑化法による自社株の生前贈与、配偶者に対する住宅用不動産など贈与の二千万円の特別控除など長生きする女性への粹な計らいもあるのです。

税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センタービル

☎ 〇一一二五一一五六三三